

令和7年度福岡県市町村普通会計決算 及び健全化判断比率等の概要（速報） （政令市を除く）

1 ポイント

- 令和7年度における普通会計決算
 - ・ 歳入・歳出総額は、前年度に引き続き増加し、現行制度となった昭和28年度以降、令和2年度に次いで2番目の規模となった。
 - ・ 経常収支比率は、給与改定等による人件費の増加や物価高騰に伴う光熱水費や各種委託料の増による物件費の増加等により、前年度（91.9%）から0.6ポイント悪化し、92.5%となった。

（単位：百万円）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
歳入	1,551,701	1,417,509	1,402,112	1,429,070	1,450,676	1,520,550
歳出	1,508,795	1,355,001	1,351,182	1,384,263	1,402,622	1,471,683

- 「地方公共団体財政健全化法」に基づく健全化判断比率
 - ・ 早期健全化基準・財政再生基準以上となる市町村なし。
- 「地方公共団体財政健全化法」に基づく地方公営企業の資金不足比率
 - ・ 資金不足額が生じたのは、小竹町及び糸田町の病院事業。
 - ・ 経営健全化基準以上の事業はない。

2 令和7年度普通会計決算の状況

（単位：百万円、%）

区 分	歳入総額	増減率	歳出総額	増減率	経常収支比率
政令市を除く 市 町 村	(1,450,676) 1,520,550	(+1.5) +4.8	(1,402,622) 1,471,683	(+1.3) +4.9	(91.9) 92.5
【参考】 政 令 市	(1,757,820) 1,805,209	(+1.0) +2.7	(1,734,810) 1,781,635	(+0.9) +2.7	(96.5) 94.9
計	(3,208,496) 3,325,759	(+1.2) +3.7	(3,137,432) 3,253,317	(+1.1) +3.7	(92.1) 92.5

（ ）内の数値は、令和6年度普通会計決算の数値

【歳入】

- ・ 市町村民税や固定資産税が増となったこと等により、地方税が増加（+205億円、+6.3%）
- ・ 児童手当等交付金や、物価高対応子育て応援交付金等を含むその他交付金が増となったこと等により、国庫支出金が増増加（+128億円、+4.4%）
- ・ これらの結果、歳入総額は1兆5,206億円（+699億円、+4.8%）

【歳出】

- ・ 物価高騰に伴い光熱水費や各種委託料が増となったことや、自治体情報システムの標準化・共通化等による委託料が増となったこと等により、物件費が増増加（+197億円、+10.2%）
- ・ 制度拡充に伴う児童手当の増や、物価高対応子育て応援手当の増等により、扶助費が増増加（+138億円、+3.5%）
- ・ これらの結果、歳出総額は1兆4,717億円（+691億円、+4.9%）

【経常収支比率】

- 県平均（単純平均）は、経常的な収入である地方税や地方交付税が増加したものの、給与改定等による人件費の増加（＋71 億円、＋4.6%）、物価高騰に伴う光熱水費や各種委託料の増による物件費の増加（＋56 億円、＋5.2%）等により、前年度から 0.6 ポイント悪化の 92.5%

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
経常収支比率	86.9%	90.2%	91.8%	91.9%	92.5%

- 100%以上の団体は 2 団体
※R6 年度：1 団体（嘉麻市 105.8%）、R5 年度：1 団体（嘉麻市 108.0%）

団体名	経常収支比率	摘 要
嘉麻市	102.9%（▲2.9%）	・経常経費において、義務的経費である扶助費、公債費の割合が高い。 ・普通交付税等による大幅な収入増により、前年度比 2.9%改善した。
芦屋町	103.2%（＋3.3%）	・経常経費において、義務的経費である人件費の割合が高い。 ・会計年度任用職員への勤勉手当の支給開始や、給与改定等による人件費の増により、前年度比 3.3%悪化した。

3 健全化判断比率等の状況

- 実質赤字比率
 - 実質赤字額が生じた市町村なし
- 連結実質赤字比率
 - 連結実質赤字額が生じた市町村なし
- 実質公債費比率
 - 実質公債費比率（単純平均）は、前年度から 0.2 ポイント改善の 6.2%
 - 地方債の発行に際して許可が必要となる 18%以上となった市町村なし
※ 実質公債費比率の早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%
- 将来負担比率
 - 将来負担比率（単純平均）は、前年度から 0.7 ポイント改善の 5.6%
※ 将来負担比率の早期健全化基準は 350%
- 資金不足比率
 - 地方公営企業に係る資金不足額が生じた事業は、前年度と同様の 2 事業で、小竹町及び糸田町の病院事業。
 - 資金不足比率が前年度より悪化した主な要因は、医師不足が継続していることに伴い医業収益が伸び悩んだことなどである。

団体名	事業名	資金不足額	資金不足比率	経営健全化基準
小竹町	病院	（ 30.0 百万円 ） 28.0 百万円	（ 7.4% ） 8.0%	20.0%
糸田町	病院	（ 25.7 百万円 ） 52.5 百万円	（ 6.9% ） 12.4%	

（ ）内の数値は、令和 6 年度地方公営企業決算の数値

担当課：市町村行財政支援課財政係
 内 線：2710
 直 通：092-643-3074
 担当者：大淵・浦・藤本

令和7年度県内市町村普通会計決算及び健全化判断比率の概要（速報） （政令市を除く 58 市町村の状況）

1 決算収支状況

- （１） 令和7年度における県内市町村（政令市を除く 58 市町村）の普通会計決算は、歳入総額が1兆 5,206 億円（+699 億円、+4.8%）、歳出総額が1兆 4,717 億円（+691 億円、+4.9%）となった。
- 歳入は、地方税や国庫支出金等が増となったこと、歳出は、物件費や扶助費が増となったことが主な要因となっている。
- （２） 歳入歳出差引額（形式収支）は、489 億円の黒字となった。
- （３） 形式収支から、明許繰越等のため翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は、393 億円の黒字となった。なお、実質収支が赤字の市町村はない。

表 1 決算収支の状況

（単位：百万円、%）

区 分	令和7年度 A	令和6年度 A	増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
歳入総額 ①	1,520,550	1,450,676	69,873	4.8
歳出総額 ②	1,471,683	1,402,622	69,061	4.9
歳入歳出差引額 ①-②=③	48,867	48,055	813	1.7
翌年度繰越財源 ④	9,526	7,420	2,107	28.4
実質収支 ③-④	39,341	40,635	▲ 1,294	▲ 3.2

※ 表、グラフについて、表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。（以下、同じ。）

2 歳入の状況

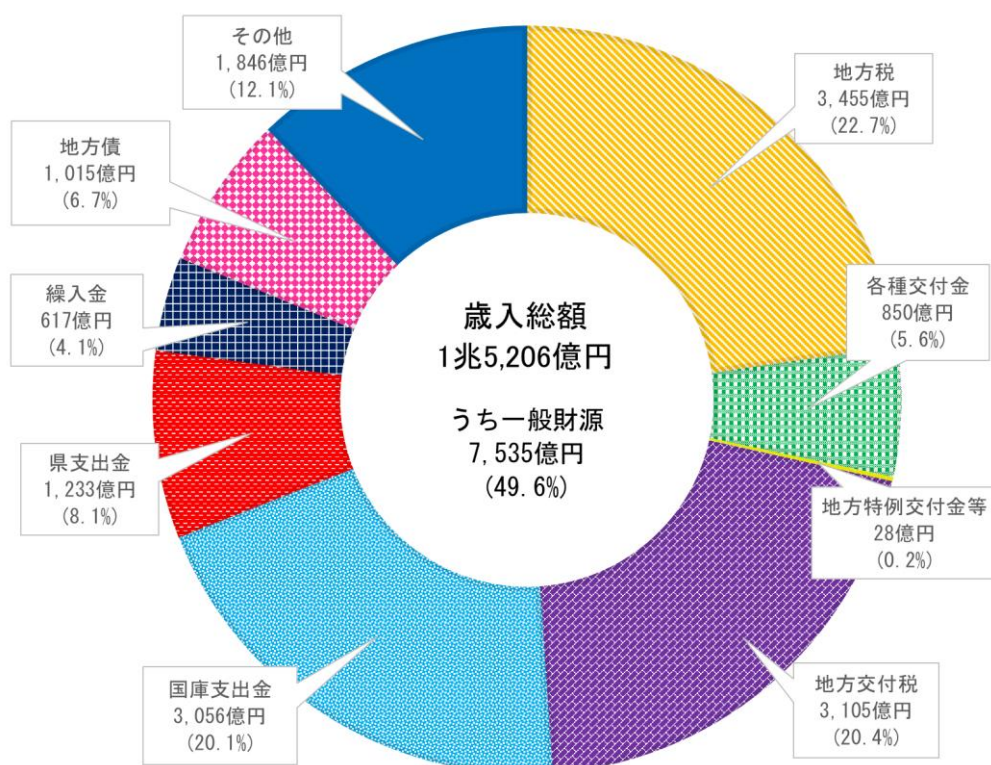
令和7年度の歳入総額は、地方税や国庫支出金が増となったこと等により、前年度から+699億円（+4.8%）の1兆5,206億円となった。

なお、一般財源は、前年度から+275億円（+3.8%）となり、歳入全体に占める構成比は49.6%と前年度から0.4ポイント減少した。

表2 歳入の状況

（単位：百万円、%）

	令和7年度		令和6年度		増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
	A	構成比	B	構成比		
地 方 税	345,532	22.7	325,001	22.4	20,531	6.3
各種交付金	84,979	5.6	78,814	5.4	6,165	7.8
うち地方消費税交付金	69,447	4.6	64,308	4.4	5,139	8.0
地方特例交付金等	2,766	0.2	13,918	1.0	▲ 11,152	▲ 80.1
地方交付税	310,457	20.4	298,603	20.6	11,854	4.0
うち普通交付税	275,367	18.1	264,356	18.2	11,011	4.2
国庫支出金	305,579	20.1	292,792	20.2	12,787	4.4
県支出金	123,339	8.1	112,356	7.7	10,983	9.8
繰 入 金	61,713	4.1	60,959	4.2	754	1.2
地 方 債	101,549	6.7	96,295	6.6	5,254	5.5
うち臨時財政対策債	0	0	2,468	0.2	▲ 2,468	皆減
そ の 他	184,636	12.1	171,938	11.9	12,698	7.4
うち繰越金	45,914	3.0	41,310	2.8	4,605	11.1
うち地方譲与税	9,806	0.6	9,720	0.7	87	0.9
うち分担金及び負担金	11,371	0.7	11,730	0.8	▲ 359	▲ 3.1
うち寄附金	55,310	3.6	51,878	3.6	3,432	6.6
歳 入 合 計	1,520,550	100.0	1,450,676	100.0	69,873	4.8
うち一般財源	753,540	49.6	726,056	50.0	27,484	3.8



主な歳入の状況は次のとおり。

- (1) 地方税は、市町村民税が+158 億円(+11.6%)、固定資産税が+44 億円(+3.0%)となったこと等により、前年度から+205 億円(+6.3%)となった。
- (2) 地方特例交付金等は、定額減税による減収を補填するための交付金が皆減となったことにより、前年度から▲112 億円(▲80.1%)となった。
- (3) 地方交付税は、普通交付税が+110 億円(+4.2%)、特別交付税が+8 億円(+2.5%)となったことにより、前年度から+119 億円(+4.0%)となった。
- (4) 国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が▲196 億円(▲43.4%)となった一方で、児童手当等交付金が+142 億円(+40.1%)、物価高対応子育て応援交付金等を含むその他交付金が+120 億円(+34.4%)となったこと等により、前年度から+128 億円(+4.4%)となった。
- (5) 繰入金は、財政調整基金からの繰入金が▲53 億円(▲42.0%)となった一方で、その他特定目的基金からの繰入金が+39 億円(+8.6%)、減債基金からの繰入金が+27 億円(+111.7%)となったこと等により、前年度から+8 億円(+1.2%)となった。
- (6) 地方債は、過疎対策事業債が▲77 億円(▲27.9%)、臨時財政対策債が▲25 億円(皆減)となった一方で、公共施設等適正管理推進事業債が+43 億円(+48.5%)、緊急防災・減災事業債が+40 億円(+47.9%)、旧合併特例事業債が+15 億円(+21.5%)、一般廃棄物処理事業債が+13 億円(+182.5%)となったこと等により、前年度から+53 億円(+5.5%)となった。
- (7) 寄附金は、ふるさと納税が増となったこと等により、前年度から+34 億円(+6.6%)となった。

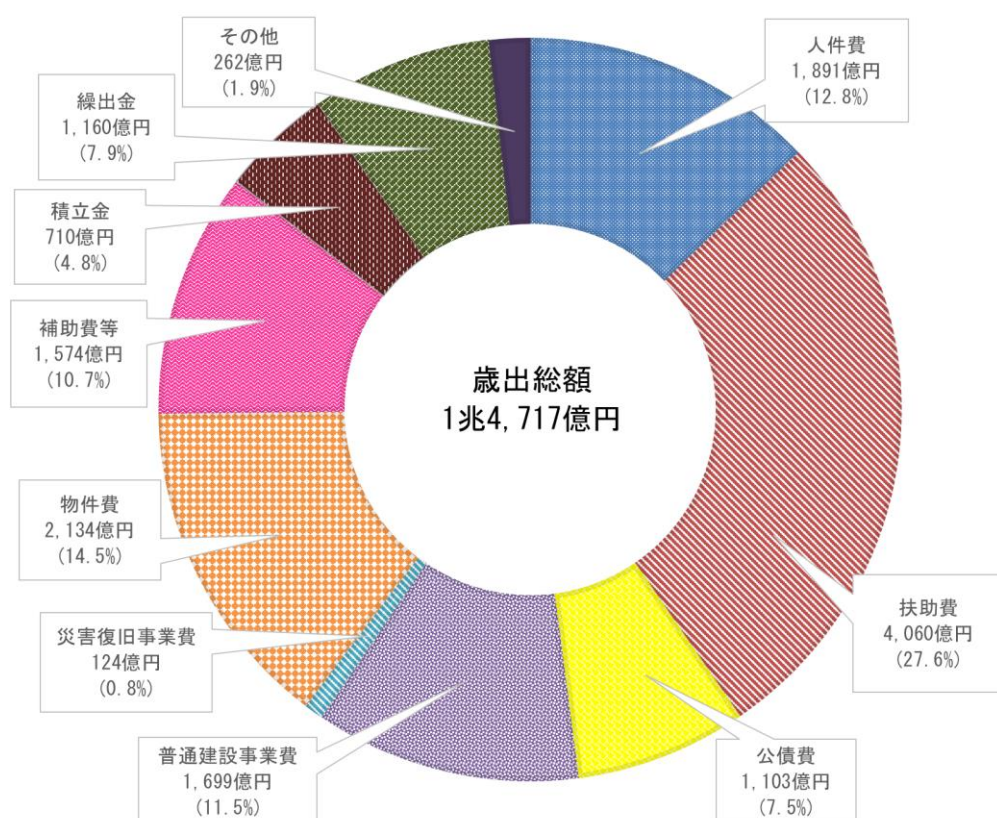
3 歳出の状況

令和7年度の歳出総額は、扶助費や物件費が増となったこと等により、前年度から+691億円（+4.9%）の1兆4,717億円となった。

表3 歳出の状況

（単位：百万円、%）

	令和7年度		令和6年度		増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
	A	構成比	B	構成比		
義務的経費	705,325	47.9	678,025	48.3	27,300	4.0
人件費	189,077	12.8	179,041	12.8	10,036	5.6
扶助費	405,982	27.6	392,194	28.0	13,788	3.5
公債費	110,265	7.5	106,790	7.6	3,476	3.3
投資的経費	182,318	12.4	172,328	12.3	9,990	5.8
普通建設事業費	169,939	11.5	158,229	11.3	11,710	7.4
うち補助事業費	63,102	4.3	65,809	4.7	▲ 2,707	▲ 4.1
うち単独事業費	101,924	6.9	86,917	6.2	15,007	17.3
うち県営事業負担金	4,890	0.3	5,460	0.4	▲ 571	▲ 10.5
災害復旧事業費	12,378	0.8	14,099	1.0	▲ 1,720	▲ 12.2
その他の経費	584,040	39.7	552,269	39.4	31,771	5.8
うち物件費	213,384	14.5	193,715	13.8	19,670	10.2
うち補助費等	157,446	10.7	148,892	10.6	8,554	5.7
うち積立金	70,986	4.8	70,469	5.0	517	0.7
うち繰出金	115,984	7.9	114,164	8.1	1,819	1.6
歳出合計	1,471,683	100.0	1,402,622	100.0	69,061	4.9



性質別に見た歳出の状況は次のとおり。

(1) 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）

人件費、扶助費、公債費が増となったことにより、前年度から+273 億円（+4.0%）となった。

人件費は、給与改定等により、前年度から+100 億円（+5.6%）となった。

扶助費は、制度拡充に伴う児童手当の増や物価高対応子育て応援手当の増等により、前年度から+138 億円（+3.5%）となった。

公債費は過疎対策事業債や公共施設等適正管理推進事業債に係る元利償還金が増となったこと等により、前年度から+35 億円（+3.3%）となった。

(2) 投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）

災害復旧事業費が減となった一方で、普通建設事業費が増となったことにより、前年度から+100 億円（+5.8%）となった。

普通建設事業費は、教育関係施設に係る整備事業費が増となったこと等により、前年度から+117 億円（+7.4%）となった。

災害復旧事業費は、前年度から▲17 億円（▲12.2%）となった。

(3) その他の経費（物件費、補助費等、積立金、繰出金、その他）

物件費は、物価高騰に伴い光熱水費や各種委託料が増となったことや、自治体情報システムの標準化・共通化等による委託料が増となったこと等により、前年度から+197 億円（+10.2%）となった。

補助費等は、物価高騰に対応するための給付金等が増となったこと等により、前年度から+86 億円（+5.7%）となった。

繰出金は、後期高齢者医療事業会計への繰出金が増となったこと等により、前年度から+18 億円（+1.6%）となった。

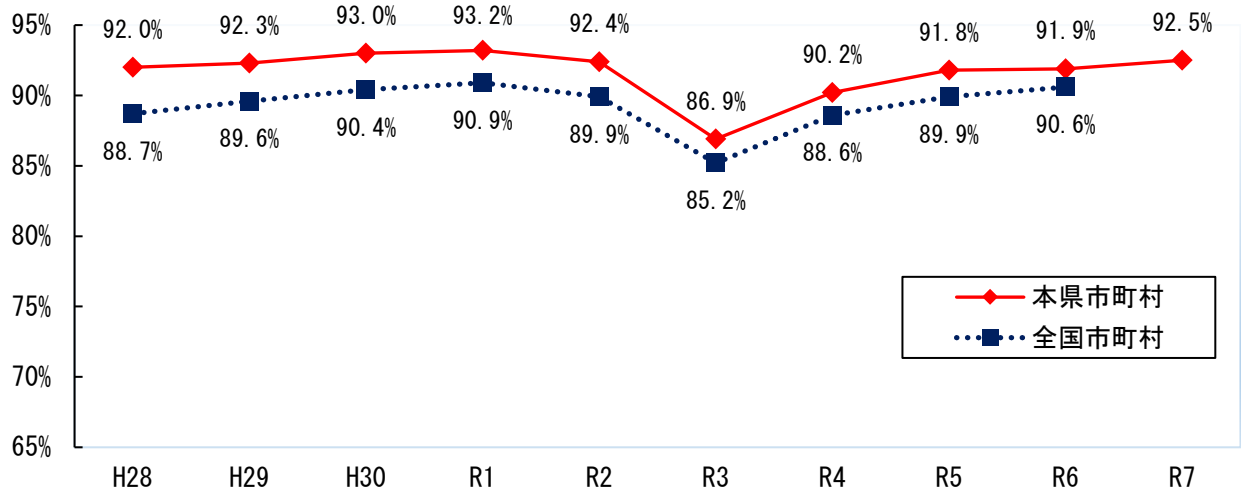
4 経常収支比率の状況

経常収支比率は、財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税や普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等との比率である。

令和7年度の経常収支比率（単純平均）は92.5%となり、前年度（91.9%）から0.6ポイント悪化した。

これは、分母（経常的に収入される一般財源等）である地方税や地方交付税が増加したものの、分子（経常的な経費に充てる一般財源）において、給与改定等による人件費の増（+71億円、+4.6%）や、物価高騰に伴う光熱水費や各種委託料の増による物件費の増（+56億円、+5.2%）によるものである。

表4-1 経常収支比率の推移



（注）本県市町村分は政令市を除く市町村の単純平均、全国市町村分は政令市を含む単純平均

表4-2 経常収支比率の段階別市町村数

区 分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	計
市	0	0	5	21	1	27
町 村	0	0	12	18	1	31
計	0	0	17	39	2	58

表4-3 経常収支比率が100%以上の市町村

団体名	経常収支比率	摘 要
嘉麻市	102.9%(▲2.9%)	・経常経費において、義務的経費である扶助費、公債費の割合が高い。 ・普通交付税等による大幅な収入増により、前年度比2.9%改善した。
芦屋町	103.2%(+3.3%)	・経常経費において、義務的経費である人件費の割合が高い。 ・会計年度任用職員への勤勉手当の支給開始や、給与改定等による人件費の増により、前年度比3.3%悪化した。

5 地方債現在高及び積立金現在高の状況

(1) 地方債現在高

令和7年度末の地方債現在高は、1兆225億円（▲36億円、▲0.4%）となった。

内訳をみると、臨時財政対策債が2,751億円（▲354億円、▲11.4%）、臨時財政対策債以外の地方債が7,474億円（+318億円、+4.4%）となっている。

表5-1 地方債年度末現在高の状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和7年度末 A	令和6年度末 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
地方債	1,022,512	1,026,109	▲ 3,597	▲ 0.4
臨時財政対策債	275,096	310,510	▲ 35,414	▲ 11.4
臨時財政対策債以外	747,416	715,600	31,817	4.4

(2) 積立金現在高

令和7年度末の積立金現在高は、5,785億円（+134億円、+2.4%）となった。

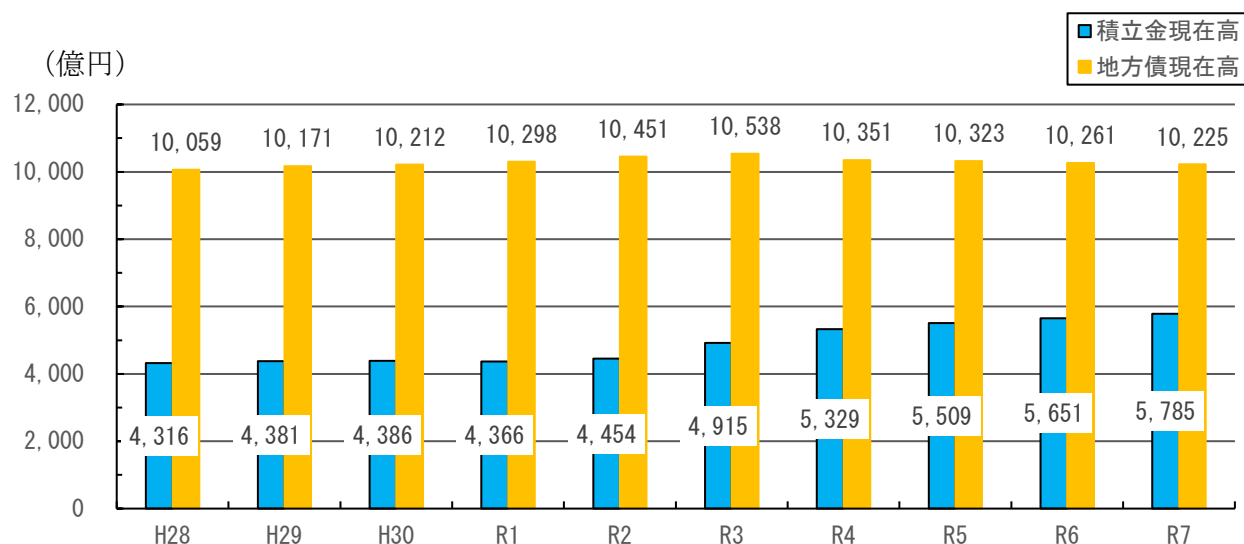
基金別にみると、財政調整基金が1,931億円（+59億円、+3.1%）、減債基金が623億円（+4億円、+0.6%）、その他特定目的基金が3,231億円（+71億円、+2.3%）となっている。

表5-2 積立金現在高の状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和7年度末 A	令和6年度末 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
財政調整基金	193,121	187,234	5,887	3.1
減債基金	62,295	61,933	362	0.6
その他特定目的基金	323,059	315,931	7,128	2.3
計	578,475	565,098	13,377	2.4

表5-3 地方債現在高・積立金現在高の状況



6 健全化判断比率の状況

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」において、地方公共団体の財政健全性を示すものとして、4 つの財政指標が健全化判断比率として定められている。

健全化判断比率のいずれかが悪化し、早期健全化基準以上となると財政健全化計画、財政再生基準以上となると財政再生計画の策定が義務付けられている。

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率 — %（実質赤字額が生じた市町村なし）

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
 [早期健全化基準] 標準財政規模に応じ 11.25%～15%
 [財政再生基準] 20%

(2) 連結実質赤字比率 — %（連結実質赤字額が生じた市町村なし）

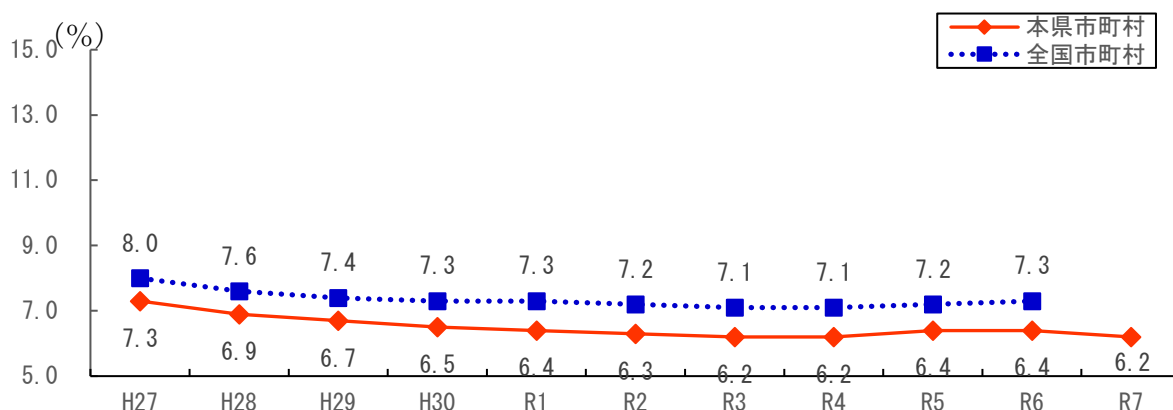
全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
 [早期健全化基準] 標準財政規模に応じ 16.25%～20%
 [財政再生基準] 30%

(3) 実質公債費比率 6.2%（R6 年度 6.4%）

- 令和 7 年度の実質公債費比率は、分母（標準財政規模）が増加したことにより、前年度から 0.2 ポイント改善した。
- 平成 25 年度以降に、地方債の発行に際して許可が必要となる 18%以上となった市町村なし。

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（過去 3 か年平均）
 [早期健全化基準] 25%
 [財政再生基準] 35%

表 6－1 実質公債費比率の推移



(注) 本県市町村分は政令市を除く市町村の単純平均、全国市町村分は政令市を含む単純平均

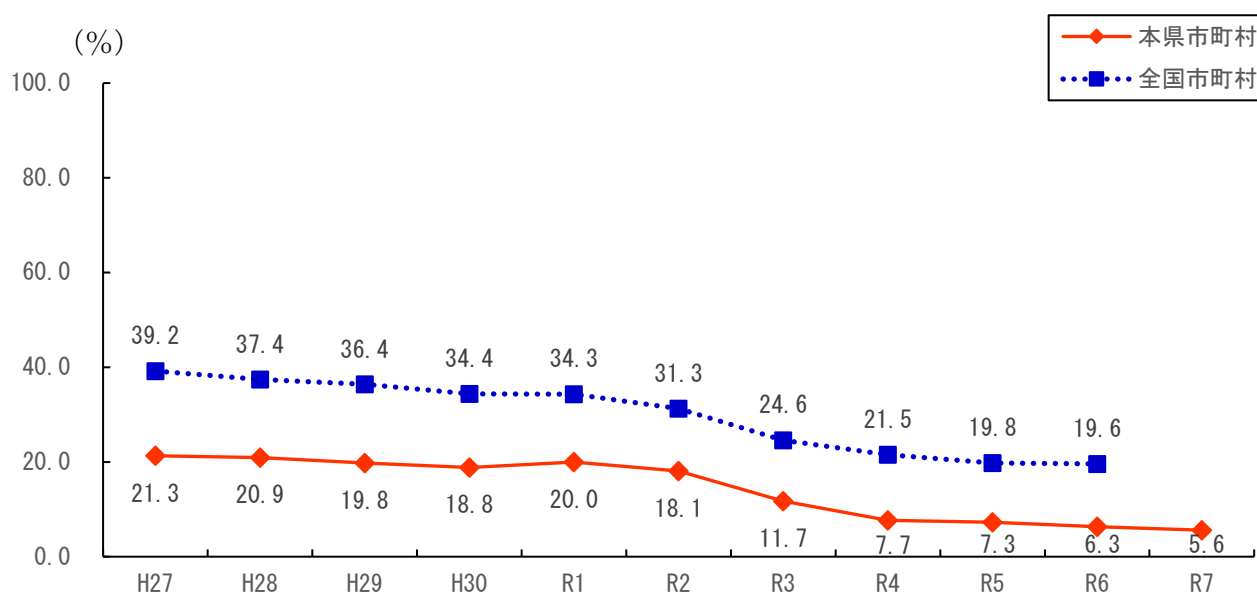
(4) 将来負担比率 5.6% (R6 年度 6.3%)

- 令和7年度決算の将来負担比率は、標準税収入額等の増等により分母（標準財政規模）が増となったことに加え、充当可能基金の増等により分子（実質的な将来負担額）が減となったことにより、前年度から0.7ポイント改善した。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

[早期健全化基準] 350% (政令市は 400%)

表6-2 将来負担比率の推移



(注) 本県市町村分は政令市を除く市町村の単純平均、全国市町村分は政令市を含む単純平均

7 まとめ

令和7年度における県内市町村（政令市を除く58市町村）の普通会計決算は、歳入・歳出総額ともに、前年度に引き続き増加し、現行制度となった昭和28年度以降、令和2年度に次いで過去2番目の規模となった。

実質収支が赤字となった市町村はないが、経常収支比率は前年度から悪化し、41市町において90%を超え、そのうち1市1町は100%を超えており、財政構造は硬直化し、弾力性に乏しい財政状況にあると言える。

市町村においては、行財政改革の一層の推進と、中長期的な視点に立った計画的な財政運営が求められる。

財政指標（令和7年度普通会計決算及び健全化判断比率）（速報値）

市町村名	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	標準財政規模 千円	財政力 指 数	健全化判断比率				経常収支 比率 %	地方債現在高 (令和8年3月末) 千円	積立金現在高(令和8年3月末)			
								実質赤字 比率 %	連結実質 赤字比率 %	実質公債 費比率 %	将来負担 比率 %			財政調整基金 千円	減債基金 千円	その他特定目的基金 千円	合計 千円
北九州市	645,664,738	640,849,352	4,815,386	1,606,190	△ 276,686	299,052,601	0.67	-	-	11.0	131.9	97.7	977,586,817	14,128,576	12,945,940	37,635,734	64,710,250
福岡市	1,159,544,487	1,140,785,491	18,758,996	9,519,798	67,925	487,014,802	0.86	-	-	6.9	50.4	92.1	1,037,545,075	36,853,419	21,032,758	84,002,936	141,889,113
大牟田市	64,889,945	64,543,201	346,744	171,091	△ 158,789	29,545,302	0.53	-	-	6.1	13.3	94.9	47,094,736	2,956,917	579,728	6,468,307	10,004,952
久留米市	158,569,925	156,998,123	1,571,802	1,086,971	9,464	76,962,665	0.63	-	-	3.5	-	94.0	115,649,725	6,976,393	4,031,444	8,925,004	19,932,841
直方市	34,637,457	33,709,246	928,211	763,493	△ 581,682	14,674,325	0.56	-	-	7.5	43.3	96.2	24,830,304	4,887,261	355,715	2,633,460	7,876,436
飯塚市	86,206,436	83,671,960	2,534,476	2,207,723	397,356	35,992,997	0.50	-	-	6.7	-	98.6	61,491,632	8,112,288	7,867,080	12,883,005	28,862,373
田川市	36,955,396	36,052,774	902,622	837,967	540,325	14,461,793	0.42	-	-	7.8	-	97.2	33,056,935	3,086,893	853,914	12,220,668	16,161,475
柳川市	38,832,077	38,152,980	679,097	494,409	39,051	17,955,882	0.45	-	-	9.2	21.4	98.2	34,572,885	4,453,234	2,961,856	6,306,708	13,721,798
八女市	46,728,267	45,195,204	1,533,063	1,286,927	354,021	22,269,499	0.37	-	-	5.6	-	92.7	36,841,408	9,509,956	3,013,893	7,414,700	19,938,549
筑後市	26,801,422	24,694,029	2,107,393	1,952,289	244,837	12,555,415	0.67	-	-	8.0	-	95.0	17,311,774	2,539,354	568,634	5,902,560	9,010,548
大川市	20,682,488	20,368,738	313,750	285,044	69,431	8,951,478	0.49	-	-	11.2	16.9	93.2	13,752,773	3,142,798	293,576	3,890,603	7,326,977
行橋市	34,967,075	33,745,048	1,222,027	1,104,607	284,364	16,471,927	0.63	-	-	7.0	-	93.0	18,088,119	7,729,706	733,951	10,257,463	18,721,120
豊前市	17,328,999	16,771,308	557,691	521,570	△ 27,922	7,531,216	0.52	-	-	7.4	4.1	95.5	8,066,673	1,603,866	519,520	2,249,684	4,373,070
中間市	21,276,145	20,287,587	988,558	948,171	257,930	10,505,650	0.46	-	-	4.5	-	94.1	8,997,575	7,063,000	1,272,163	976,593	9,311,756
小郡市	28,205,832	27,294,778	911,054	599,865	△ 219,931	13,963,623	0.63	-	-	6.6	14.7	92.5	16,396,989	5,111,114	146,037	2,128,307	7,385,458
筑紫野市	45,157,202	43,798,072	1,359,130	878,597	△ 81,908	22,479,254	0.74	-	-	1.2	-	88.7	16,432,848	5,138,140	345,907	15,276,465	20,760,512
春日市	47,023,355	45,060,218	1,963,137	1,150,662	73,930	22,841,304	0.72	-	-	2.4	-	88.0	22,673,234	2,900,518	1,022,000	16,065,806	19,988,324
大野城市	52,511,392	51,299,100	1,212,292	1,212,231	117,247	22,496,917	0.77	-	-	1.7	-	86.2	18,185,964	4,669,646	0	11,749,925	16,419,571
宗像市	48,109,386	46,120,762	1,988,624	1,364,891	58,602	23,114,790	0.56	-	-	△ 0.9	-	94.0	20,038,293	3,540,989	3,235,600	15,260,333	22,036,922
太宰府市	35,773,483	34,332,207	1,441,276	1,122,123	△ 486,693	16,130,202	0.63	-	-	2.1	-	95.5	17,122,481	3,097,354	79,309	4,144,613	7,321,276
古賀市	32,559,762	30,774,206	1,785,556	1,450,180	△ 475,187	14,024,760	0.66	-	-	6.6	-	96.1	16,188,774	3,216,190	930,573	4,641,118	8,787,881
福津市	31,916,532	31,269,515	647,017	629,386	39,699	16,033,159	0.56	-	-	5.5	3.7	91.9	19,157,473	4,030,638	945,840	5,355,550	10,332,028
うきは市	19,037,739	18,066,040	971,699	889,834	255,697	9,450,615	0.38	-	-	6.1	-	84.6	10,007,046	6,846,911	1,150,890	6,714,178	14,711,979
宮若市	20,431,086	20,019,443	411,643	368,301	△ 1,040,544	9,986,325	0.61	-	-	8.3	-	95.3	20,119,967	3,629,759	442,986	11,610,128	15,682,873
嘉麻市	28,870,119	28,414,906	455,213	272,579	130,585	13,303,417	0.28	-	-	7.4	19.9	102.9	28,219,086	3,231,949	741,125	6,223,929	10,197,003
朝倉市	46,500,358	44,994,266	1,506,092	1,039,116	14,764	17,007,788	0.50	-	-	6.7	-	92.9	33,809,083	4,098,237	1,742,833	9,231,814	15,072,884
みやま市	23,679,374	22,869,136	810,238	784,678	152,868	11,844,310	0.40	-	-	7.1	-	93.4	26,077,317	4,052,583	1,737,601	4,829,658	10,619,842
糸島市	52,014,306	50,554,939	1,459,367	1,361,609	99,820	23,775,710	0.57	-	-	6.2	-	87.8	32,590,661	11,512,289	1,413,871	5,675,483	18,601,643
那珂川市	24,285,578	23,696,622	588,956	507,436	△ 87,062	11,687,349	0.67	-	-	6.4	-	96.4	13,210,699	1,700,482	683,492	5,112,921	7,496,895

財政指標（令和7年度普通会計決算及び健全化判断比率）（速報値）

市町村名	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	標準財政規模 千円	財政力 指 数	健全化判断比率				経常収支 比率 %	地方債現在高 (令和8年3月末) 千円	積立金現在高(令和8年3月末)			
								実質赤字 比率 %	連結実質 赤字比率 %	実質公債 費比率 %	将来負担 比率 %			財政調整基金 千円	減価基金 千円	その他特定目的基金 千円	合計 千円
宇美町	19,080,450	17,866,637	1,213,813	1,158,255	547,686	8,607,601	0.58	-	-	6.6	-	95.7	8,384,580	2,303,488	0	1,898,504	4,201,992
篠栗町	15,162,245	14,472,546	689,699	538,913	△ 30,489	7,286,918	0.60	-	-	4.9	-	97.1	7,759,018	2,137,291	543,329	1,073,336	3,753,956
志免町	21,444,409	20,640,696	803,713	696,457	△ 298,062	10,544,918	0.71	-	-	3.2	-	88.8	10,888,350	4,619,634	0	3,556,786	8,176,420
須恵町	13,522,185	13,190,453	331,732	229,302	△ 31,461	7,024,390	0.62	-	-	7.1	44.3	92.0	7,663,063	2,325,240	373,471	2,046,462	4,745,173
新宮町	18,484,916	17,958,235	526,681	243,368	△ 75,217	7,856,963	0.82	-	-	8.6	-	92.8	11,860,780	4,654,000	957,083	7,416,630	13,027,713
久山町	7,423,621	6,941,113	482,508	436,276	△ 64,619	3,804,490	0.73	-	-	8.9	-	91.1	4,155,388	2,100,197	231,253	459,118	2,790,568
粕屋町	23,181,399	22,483,852	697,547	552,044	△ 60,639	10,889,701	0.85	-	-	7.9	-	92.8	13,981,857	2,014,351	1,035,002	2,457,727	5,507,080
芦屋町	10,627,641	10,229,120	398,521	309,310	△ 55,765	4,476,828	0.33	-	-	10.7	-	103.2	10,619,897	1,539,836	95,981	3,326,270	4,962,087
水巻町	13,814,446	13,028,839	785,607	686,389	40,858	6,935,421	0.50	-	-	5.8	6.2	89.5	6,989,718	2,212,336	905,554	2,641,490	5,759,380
岡垣町	14,849,441	14,153,411	696,030	546,294	△ 39,874	7,442,265	0.52	-	-	3.9	-	89.8	7,032,023	1,916,059	653,362	3,294,269	5,863,690
遠賀町	11,844,221	11,644,744	199,477	166,378	△ 139,058	5,058,212	0.53	-	-	7.3	-	89.0	6,237,685	814,901	1,331,794	3,898,833	6,045,528
小竹町	7,017,328	6,946,703	70,625	70,625	△ 9,390	3,212,877	0.32	-	-	6.9	63.1	93.3	7,150,964	1,134,437	296,439	1,895,190	3,326,066
鞍手町	10,492,756	10,366,231	126,525	108,174	20,188	5,537,670	0.40	-	-	7.3	-	96.1	15,209,757	1,743,520	507,367	5,701,990	7,952,877
桂川町	7,464,780	7,196,674	268,106	8,731	△ 331,780	3,872,950	0.39	-	-	4.0	-	99.5	4,545,394	904,922	605,741	1,990,812	3,501,475
筑前町	16,988,726	16,675,601	313,125	266,105	13,461	8,769,605	0.48	-	-	10.3	26.3	90.8	10,423,264	2,370,412	84,013	2,039,525	4,493,950
東峰村	4,646,385	4,505,702	140,683	111,924	49,883	1,819,137	0.12	-	-	8.2	-	87.9	4,890,874	804,808	137,411	2,136,247	3,078,466
大刀洗町	9,859,814	9,069,715	790,099	674,760	893	4,753,782	0.45	-	-	7.9	-	86.2	4,895,738	1,464,723	690,442	3,978,571	6,133,736
大木町	10,233,670	9,688,325	545,345	424,577	△ 140,241	3,992,462	0.46	-	-	5.0	-	82.8	3,971,614	2,281,666	399,632	3,527,283	6,208,581
広川町	10,152,294	9,663,118	489,176	348,409	△ 131,987	5,411,794	0.59	-	-	7.9	8.5	91.0	8,234,808	1,939,188	349,402	2,315,061	4,603,651
香春町	9,026,999	8,572,584	454,415	443,483	22,638	3,796,671	0.29	-	-	4.0	-	91.2	6,361,635	1,141,555	477,084	2,258,797	3,877,436
添田町	9,029,295	8,714,130	315,165	293,542	3,739	3,953,868	0.23	-	-	6.1	-	94.5	11,585,025	4,281,509	683,522	1,282,771	6,247,802
糸田町	6,991,711	6,546,112	445,599	309,632	△ 236,044	3,163,417	0.23	-	-	4.7	-	97.3	7,625,798	1,254,312	1,171,424	2,815,138	5,240,874
川崎町	13,455,433	13,320,914	134,519	128,434	9,774	5,429,932	0.30	-	-	5.7	11.2	93.0	12,451,447	1,039,658	606,751	2,877,804	4,524,213
大任町	12,653,467	11,069,504	1,583,963	931,973	△ 143,477	3,759,330	0.15	-	-	3.2	-	80.0	40,535,964	2,309,876	454,462	2,971,295	5,735,633
赤村	9,067,301	8,946,016	121,285	117,285	14,215	1,741,444	0.15	-	-	0.4	-	83.0	4,368,268	762,382	2,015,397	4,508,779	7,286,558
福智町	26,668,388	25,539,232	1,129,156	1,044,138	188,024	7,534,862	0.27	-	-	6.9	-	94.8	19,559,101	1,401,407	6,581,867	19,486,328	27,469,602
苅田町	20,656,384	19,294,460	1,361,924	867,158	△ 291,481	11,516,389	1.32	-	-	9.3	11.6	83.7	8,641,187	3,845,714	39,103	6,254,191	10,139,008
みやこ町	15,101,809	13,974,251	1,127,558	1,062,403	117,083	7,159,235	0.35	-	-	6.2	-	93.3	7,953,234	3,060,541	525,941	8,841,378	12,427,860
吉富町	5,041,399	4,725,838	315,561	268,612	9,611	2,541,941	0.36	-	-	8.4	-	87.6	2,902,712	1,437,554	395,989	1,004,291	2,837,834
上毛町	6,458,092	6,102,667	355,425	323,923	△ 38,938	3,403,409	0.28	-	-	2.3	-	87.3	2,669,234	2,471,569	1,259,901	6,103,748	9,835,218
築上町	16,157,684	15,400,805	756,879	682,160	△ 198,714	6,374,250	0.32	-	-	9.3	17.9	98.3	12,979,152	1,995,368	1,216,989	4,851,330	8,063,687
2政令市計	1,805,209,225	1,781,634,843	23,574,382	11,125,988	△ 208,761	786,067,403	0.77	単純平均		9.0	91.2	94.9	2,015,131,892	50,981,995	33,978,698	121,638,670	206,599,363
27市計	1,123,951,136	1,092,754,408	31,196,728	25,291,750	△ 19,727	516,017,672	0.55			5.8	5.1	93.7	729,984,454	128,838,465	37,669,538	204,148,983	370,656,986
31町村計	396,598,689	378,928,228	17,670,461	14,049,034	△ 1,279,183	177,672,732	0.46			6.4	6.1	91.4	292,527,529	64,282,454	24,625,706	118,909,954	207,818,114
60市町村計	3,325,759,050	3,253,317,479	72,441,571	50,466,772	△ 1,507,671	1,479,757,807	0.51			6.2	8.5	92.5	3,037,643,875	244,102,914	96,273,942	444,697,607	785,074,463
58市町村計	1,520,549,825	1,471,682,636	48,867,189	39,340,784	△ 1,298,910	693,690,404	0.50			6.2	5.6	92.5	1,022,511,983	193,120,919	62,295,244	323,058,937	578,475,100

（注）標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含む。

本表は速報値であり、精査の結果数値が異動することがある。

経常収支比率が100%を超えた市町村の推移

年度	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和62	昭和63	平成10	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成24	平成25	平成26	～	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7		
市町村名	飯塚市 (105.7%)	中間市 (103.6%)	芦屋町 (106.3%)	芦屋町 (103.3%)	金田町 (102.8%)	香春町 (101.4%)	金田町 (112.4%)	甘木市 (101.1%)	直方市 (102.9%)	瀬田町 (100.7%)	大任町 (102.3%)	赤池町 (102.0%)	芦屋町 (105.8%)	芦屋町 (100.9%)	山田市 (107.6%)	山田市 (112.1%)	飯塚市 (101.8%)	大牟田市 (101.5%)	直方市 (103.7%)	直方市 (101.1%)	宮若市 (103.2%)	大任町 (100.9%)	菊田町 (100.3%)				大任町 (100.8%)	田川市 (101.3%)	田川市 (102.4%)				嘉麻市 (102.5%)	嘉麻市 (108.0%)	嘉麻市 (105.8%)	嘉麻市 (102.9%)
	柳川市 (103.8%)	芦屋町 (118.7%)	確井町 (103.8%)	確井町 (102.8%)	赤池町 (115.0%)	金田町 (119.6%)	赤池町 (104.8%)	大任町 (100.7%)		赤池町 (102.9%)				稲築町 (103.0%)	芦屋町 (105.8%)	芦屋町 (106.5%)	宮若市 (104.7%)	中間市 (102.2%)	飯塚市 (101.1%)	飯塚市 (101.4%)	嘉麻市 (101.1%)													芦屋町 (103.2%)		
	山田市 (102.2%)	確井町 (101.6%)		赤池町 (104.9%)	方城町 (101.5%)	赤池町 (112.4%)	方城町 (107.5%)			大任町 (109.8%)				瀬田町 (100.8%)	稲築町 (103.9%)	桂川町 (100.4%)	嘉麻市 (111.3%)	太宰府市 (100.9%)	春日市 (101.2%)	田川市 (101.7%)	大任町 (101.1%)															
	大川市 (100.1%)	方城町 (101.3%)				方城町 (113.8%)	大任町 (104.2%)							添田町 (100.0%)	瀬田町 (102.7%)	稲築町 (112.0%)	芦屋町 (105.6%)	嘉麻市 (105.9%)	嘉麻市 (101.2%)	春日市 (101.1%)																
	行橋市 (109.0%)	尾川町 (100.1%)													桂川町 (102.2%)	確井町 (108.0%)	東峰村 (102.8%)	小竹町 (100.2%)	芦屋町 (103.5%)	添田町 (102.9%)																
	中間市 (117.5%)														添田町 (101.9%)	筑穂町 (109.1%)	上陽町 (101.1%)	桂川町 (101.1%)	桂川町 (102.1%)	糸田町 (100.8%)																
	芦屋町 (132.4%)														小石原村 (101.3%)	穂波町 (100.7%)	添田町 (105.9%)	東峰村 (101.7%)	東峰村 (100.2%)	川崎町 (100.2%)																
	水巻町 (100.3%)														宝珠山村 (100.4%)	庄内町 (105.9%)	糸田町 (100.7%)	添田町 (104.5%)	矢部村 (100.2%)	大任町 (100.9%)																
	確井町 (118.3%)															瀬田町 (105.7%)	大任町 (101.7%)	福智町 (100.7%)	添田町 (109.3%)	福智町 (100.0%)																
	香春町 (111.5%)															東峰村 (104.6%)	福智町 (101.5%)	みやこ町 (103.1%)	糸田町 (103.8%)																	
	金田町 (106.6%)															添田町 (106.3%)	みやこ町 (103.2%)	築上町 (105.0%)	川崎町 (100.8%)																	
	糸田町 (102.3%)															糸田町 (101.8%)			大任町 (101.0%)																	
	川崎町 (100.5%)															方城町 (102.5%)			福智町 (104.0%)																	
	赤池町 (114.3%)															豊津町 (101.0%)			みやこ町 (100.3%)																	
	方城町 (125.4%)															築城町 (105.6%)			築上町 (102.6%)																	
	大任町 (112.2%)																																			
	赤 村 (104.8%)																																			
	尾川町 (119.1%)																																			

※芦屋町は、公営競技施行団体であるため、経常収支比率が特異な数値を示す場合がある。

福岡県内の市町村における赤字団体の状況

年 度	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	～	R7
団体数	9	12	13	10	10	13	13	13	8	8	7	7	4	3	3	3	3	3	4	3	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	0		0
数	6	8	10	9	9	11	11	11	7	7	6	6	4	3	3	3	3	3	4	3	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	0		0
赤字団体のうち産炭地市町村	大牟田市																		大牟田市				大牟田市											
					直方市																													
			山田市																															
	中間市																																	
	宮田町				宮田町																													
	若宮町					若宮町																												
						瀬田町																												
									再 建																									
	香春町																																	
						再 建																												
	金田町																																	
										糸田町																								
	川崎町																																	
	赤池町																		再 建															
									再 建																									
	方城町																																	
	大任町																																	

(注) 「赤字団体」とは当該年度の実質収支が赤字のもの。「再建」は当該団体が準用再建団体であった時期を示す。

財 政 用 語 解 説

用 語	見 方	算 式
実質収支	決算収支を表すもので、実質的な黒字、赤字の額を示す。 一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整の範囲内の適度な剰余が望ましいとされる。	(歳入－歳出)－翌年度へ繰り越すべき財源
単年度収 支	実質収支が、前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は、当該年度と前年度の実質収支の差額。 黒字であれば、その分新たな剰余が発生、又は赤字が縮小したことになる。	当該年度実質収支－前年度実質収支
標準財政規模	当該団体の一般財源の標準規模を示した額であり、当該地方公共団体の普通交付税算定における標準税収入額と譲与税等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。	{(基準財政収入額－各種譲与税－交通安全対策特別交付金等 [※] －市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（三位一体の改革分）の25％－市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（県費負担教職員分）の25％－地方消費税交付金に係る引上げ分の25％)×100/75＋各種譲与税＋交通安全対策特別交付金等 [※] }＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額
財政力指数	当該団体の財政力を表す指標で、「1」に近く、さらに「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。	基準財政収入額／基準財政需要額の3カ年の数値の平均
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。 この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。	{経常経費充当の一般財源の額／(経常一般財源の総額＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債)}×100(%)

※政令市のみ分離課税所得割交付金を含む。

用 語	内 容
普通会計	地方自治法等の法律によって規定されているものではなく、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と、公営事業会計以外の特別会計を総合して一つの会計としてまとめたもの。
一般財源と 特定財源	一般財源とは、使途が特定されずどのような経費にも使用できるものをいい、特定財源とは使途が特定されるものをいう。 一般財源が多いほど行政運営の自主性が確保され、地域の実態に即応した行政の展開が可能となる。 前者は、地方税、地方譲与税、地方交付税などが代表的であり、後者は、国庫（県）支出金、地方債、分担金及び負担金などが代表的である。
自主財源と 依存財源	自主財源とは、自主的に収入する財源をいい、依存財源とは、国（県）の決定により交付されたり、割り当てられたりする収入をいう。 自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。 前者は、地方税、分担金及び負担金、使用料などが代表的であり、後者は、地方交付税、国庫（県）支出金、地方債などが代表的である。
義務的 経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の高い経費である。 通常、人件費、扶助費、公債費の総体をいう。
投資的 経費	歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられるものをいう。 通常、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総体をいう。
臨時財政 対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。 通常収支の財源不足額のうち、財源対策債を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。 なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされている。

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等における歳出に対する歳入の不足額（実質赤字額）を地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。

この比率が高くなる場合、その年度における歳入の、歳出に対する実質的な不足額が増大し、歳入と歳出の不均衡が拡大していることになる。その解消には、従来より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となるため、赤字の解消期間も長期間にわたる可能性が高く、その団体の財政運営は困難な自体に陥る。

算出方法

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に占む11.25～15%
財政再生基準 20%

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、地方公共団体の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して算出された連結実質赤字額を、標準財政規模で除したものである。

一般会計等が黒字であるにも関わらず、この比率が高くなっている場合、その団体の会計のうち一部の会計において赤字額が増大しており、その団体全体の財政運営において問題が生じていることを示している。

算出方法

$$\frac{\text{連結実質赤字額（一般会計等＋公営事業会計）}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に占む16.25～20%
財政再生基準 30%

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的経費である公債費（地方債の元利償還金）や公債費に準じた経費（準元利償還金）を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3年間の平均値である。

公債費や公債費に準じた経費は、削減したり、先送りしたりすることができないものであり、一度増大すると短期間で削減することは困難となる。実質公債費比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体となる可能性が高まる。

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \\ &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 25%
財政再生基準 35%

※準元利償還金：一般会計等から他会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの、一部事務組合への負担金のうち組合が起こした地方債の償還に充てたものなど、公債費に準じた経費

④ 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したものである。

将来負担額は、地方公共団体が発行した地方債残高のうち一般会計等が負担することになるものに限らず、土地開発公社や損失補償を付した第三セクターの負債等も含め、決算年度末時点において想定される地方公共団体の将来負担を把握するものである。

将来負担比率が高いほど、当該団体の一般財源規模に比べて将来負担額が大きいくということであり、今後、公債費の増大等により財政運営が圧迫されるなど、問題が生じる可能性が高くなる。

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} \\ &- (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \\ &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 350%
(政令市は400%)

※将来負担額：地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

⑤ 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額 ※1}}{\text{事業の規模 ※2}}$$

【基準】

経営健全化基準 20%

※1 法適用企業＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
法非適用企業＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額
・解消可能資金不足額…事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※2 法適用企業＝営業収益－受託工事収益
法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額